

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和5年度）

住 所 北海道札幌市中央区北11条西15丁目
 事業者名 北海道旅客鉄道株式会社
 代表者名 代表取締役社長 綿貫 泰之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
①H100 ②737系	①H100形一般気動車を導入します。 ②737系通勤形電車を導入します。	①②ともに12両導入しました。

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー講習会の実施	駅社員を対象に国交省作成の「接遇ガイドライン」に基づき講習会を実施し、介助技術の習熟を図ります。	本社・支社において講習会を実施し、のべ9回66名が参加しました。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による支援	車いす使用者や目の不自由なお客様をはじめとするお手伝いが必要なお客様に対し、列車の乗降や駅構内の移動などの支援を行います。	年度を通して実施しました。
放送による呼びかけ	ホームから線路への転落等を防止するなど列車をご利用の際の安全確保を目的に、お手伝いを必要とされるお客様への呼びかけ放送を実施します。	転落防止に向けた呼びかけ放送は、9/1～10/31は強化期間として実施しました。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(ホームページ) 駅構内図の掲載駅の拡大	エレベーターやトイレの場所をお知らせする駅構内図について、従来ホームページには主要駅のみ掲載していましたが、全駅の構内図掲載に向けて、令和4年度より掲載駅の拡大を進めています。	令和6年3月末時点で、322駅中151駅の構内図を掲載済み（対前年+54駅）

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がいをお持ちの方が参画する研修の実施	駅社員向けに実施する講習会において、障がいをお持ちの当事者による講話、実技研修を行います。	本社・支社においてバリアフリー講習会を実施し、障がいをお持ちの当事者等による講話、実技研修を行いました。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「声かけ・サポート運動」	視覚障がい者をはじめ、お手伝いを必要とするお客様へ、お困りごとは無いかの声かけの協力を利用者にもお願いをする「声かけ・サポート運動」を実施します。	「声かけ・サポート運動」を9/1～10/31で実施しました。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・ハード・ソフトそれぞれに対する取組、進捗状況を確認するため、定期的を開催するサービスに関する会議の中で進捗確認を行いました。 ・障がいをお持ちの方の移動のプロセスを関係者全体で作りに上げていくため、自治体や他の交通事業者、商業施設、障がいをお持ちの方々との情報交換を行いました。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表しました。

(4) その他

--

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
新幹線鉄道	3 30 (両)	0 0 (両)	0 編成	3 編成	3 編成	3 編成	3 編成
普通鉄道(特急等車両)	41 283 (両)	20 91 (両)	20 編成	41 編成	41 編成	41 編成	37 編成
普通鉄道(その他)	319 606 (両)	110 127 (両)	110 編成	319 編成	156 編成	281 編成	90 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	363 919 (両)	130 218 (両)	130 編成	363 編成	200 編成	325 編成	130 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	